高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発　行　日
毎　週　２　回
（火曜日・金曜日）

目　　次

告　示　　ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令　（漁業管理課）〈11・17掲示〉　1
○救急病院の認定　（医療政策課）　1
○保安林の指定（２件）　（治山林道課）　1
○漁船損害等補償法による同意成立（４件）　（漁業管理課）　1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（４件）　（〃）　1
高知県公安委員会告示
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　2
高知県選挙管理委員会告示
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の１の数　〈11・13掲示〉　3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉　3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数〈〃〉　3

告　　示

高知県告示第694号の２

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和８年10月１日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第２項第１号の規定に基づき、令和８年11月18日から同年12月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和８年11月17日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第711号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
永井病院	高知市春野町西分2027番地３	令８・11・21	令11・11・20

高知県告示第712号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

１　指定に係る保安林の所在場所
須崎市神田字ゴマジリ3449
２　指定の目的
土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ゴマジリ3449（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第713号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

１　指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町馬荷字名本屋式3296、3297
２　指定の目的
土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第714号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

伊尾木川北加入区

高知県告示第715号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

池ノ浦加入区

高知県告示第716号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

志和加入区

高知県告示第717号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

下ノ加江加入区

高知県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により令和４年11月高知県告示第872号で告示した次の加入区においては、同法第113条の２第１項第１号の規定により令和８年11月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第２項の規定により告示す

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

る。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

伊尾木川北加入区

高知県告示第719号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により令和４年11月高知県告示第873号で告示した次の加入区においては、同法第113条の２第１項第１号の規定により令和８年11月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

池ノ浦加入区

高知県告示第720号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により令和４年11月高知県告示第874号で告示した次の加入区においては、同法第113条の２第１項第１号の規定により令和８年11月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

志和加入区

高知県告示第721号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により令和４年11月高知県告示第875号で告示した次の加入区においては、同法第113条の２第１項第１号の規定により令和８年11月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月27日

高知県知事　濵田　省司

下ノ加江加入区

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第30号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条（規則第10条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和８年11月27日

高知県公安委員会委員長　松尾　晋次

１　審査の種類、期日及び場所

（１）　審査の種類

規則第１条及び第10条第１項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア　大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ　普通自動車免許

ウ　大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

（２）　審査の期日

令和９年１月４日（月）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日を除く。）

（３）　審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

２　審査の申請手続に関する事項

（１）　審査を受けようとする者は、規則別記様式第１号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示すること。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けること。

（２）　審査を受けようとする者が、規則第17条第１項から第５項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

（３）　大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア　大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ　大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ　中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ　中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ　普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ　普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

３　審査の実施に関する事項

（１）　技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成
	自動車の運転技能	

	の評価方法に関する知識	績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

（２）　教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。

（３）　審査手数料の額

ア　技能検定員審査（大型自動車免許等23,750円、普通自動車免許19,800円、特定第一種免許14,450円、大型自動車第二種免許等22,200円）

イ　教習指導員審査（大型自動車免許等15,100円、普通自動車免許12,000円、特定第一種免許9,950円、大型自動車第二種免許等12,850円）

４　その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088－893－1221）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第１項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の１の数は、11,205人である。

令和８年11月13日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知県選挙管理委員会告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第１項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第１項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第１項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,042人である。

令和８年11月13日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和８年11月13日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知市選挙区	87,693人
室戸市・東洋町選挙区	3,833人
安芸市・芸西村選挙区	5,448人
南国市選挙区	12,689人
土佐市選挙区	7,095人
須崎市選挙区	5,267人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,856人
土佐清水市選挙区	3,340人
四万十市選挙区	8,827人
香南市選挙区	9,009人
香美市選挙区	6,880人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,685人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,820人

吾川郡選挙区	7,250人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,225人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,027人
黒潮町選挙区	2,809人